

身体に障害のある方（歩行が困難な程度に身体に障害のある方）に対する
通行許可証の交付について

やむを得ない理由がある場合は、車両番号・運転者を特定しないで申請できます

通行禁止道路の通行許可につきましては、事前に使用する車両及び主たる運転者を特定して申請していただいておりますが、**身体に障害のある方（歩行が困難な程度に身体に障害のある方）**がタクシーを利用して通院する等、**事前に使用する車両及び主たる運転者を特定できないやむを得ない理由がある場合**においても、通行許可証を交付しております。

- 記入要領は「歩行が困難な程度に身体に障害のある方の記入要領」のとおりです。
- 申請の際には、
 - ・ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、東京都愛の手帳交付要綱に基づく愛の手帳の交付を受けている方は、その手帳
 - ・ 医師の診断書をお持ちの方は、その診断書（もしくはその写し）
 - ・ 代理人申請の場合は、委任状等、**歩行が困難であることが分かる書類**を提示してください。

「歩行が困難な程度に身体に障害のある方の記入要領」

別記様式第一の三

<h2>通行禁止道路通行許可申請書</h2>	
令和〇〇 年〇〇月〇〇日	
<h1>〇 〇 警 察 署 長 殿 見 本</h1>	
申請者 住 所 千代田区霞が関2-1-1	
氏 名 桜田 一郎 (歩行が困難な方の氏名)	
電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
主たる 住 所	
運転者	
氏 名 桜田一郎が乗車する車両の運転手	
車 両 の 種 類	番号標に表示されて いる番号 桜田一郎が乗車する車両
運 転 の 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇時から令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇時まで
通行しようとする 通行禁止道路の区間	千代田区霞が関1-1-1から 千代田区霞が関3-3-3までの道路
やむを得ない理由	歩行が困難である者の輸送及びこれに付随する通行
第 号	
<h2>通行禁止道路通行許可証</h2>	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[本様式追加・昭46総府令53、改正・昭50総府令10・平6総府令9・平11総府令2]